

介護保険施設等内における事故等発生時の対応マニュアル(簡易版)

このマニュアルは、介護保険施設等で事故事件、火災、行方不明等が発生した場合の対応手順を示したものです。下記の手順に従い、各機関へ報告してください。

1 対象施設・事業所

報告の対象となる施設は、次のとおりとする。

- ・各務原市内の介護保険事業所
- ・各務原市内の有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む）

2 報告を要するケース

- ① サービス提供中の利用者の怪我、誤薬等又は死亡事故の発生（送迎車の交通事故を含む）
怪我、誤薬等については、原則、医療機関の受診（施設内の受診を含む）を要したもの
受診の結果、外傷がなかった場合は、事故の程度のその他の「外傷なし」で報告する
- ② 虐待案件（疑いを含む）
- ③ 火災
消防機関に出動を要請したもの
- ④ 利用者の徘徊、行方不明等の発生
外部（警察、地域等）の協力を得た場合
- ⑤ 職員の法令違反、不祥事の発生
利用者に損害を与えた場合

3 報告期限・報告事項

報告対象	報告期限	報告事項
①サービス提供中の利用者の事故等（送迎車の交通事故を含む） ・死亡 ・重症（入院期間が 1 か月を超えると見込まれるもの等）	・発生（発見）から 24 時間以内 に第一報を報告 ・さらに、発生（発見）から 1 週間以内 に第二報を報告	・様式 1-1 による ・様式 1-2 による
上記以外	・発生（発見）から 1 週間以内 に第一報を報告	・様式 1-3 による
②虐待（疑いを含む）	・発生（発見）から 24 時間以内 に第一報を報告 ・さらに、発生（発見）から 1 週間以内 に第二報を報告	・様式 1-1 による ・様式 1-2 による
③火災	・発生（発見）から 24 時間以内 に報告	・様式 2-1（総括表）による 【死亡及び重症者が発生した場合】 ・様式 2-2（個票）による
④利用者の徘徊、行方不明等の発生	・発生（発見）から 24 時間以内 に第一報を報告 ・発見時に最終報告	・様式 3 による
⑤職員の法令違反、不祥事の発生	・発生（発見）から 24 時間以内 に第一報を報告	・任意様式

4 施設内事故事件・行方不明等が発生した場合の施設対応フロー（原則）

	①②③施設内事故事件発生	④行方不明発生
1	けが人の手当て等を行う	施設長に状況を報告する
2	施設長に状況を報告する	入所者等の人数確認を行う
3	消防署に、火災の消火や救急車を要請する（必要に応じて）	施設内を搜索する （事務室に1名待機）
4	警察に通報する（必要に応じて）	家族、知人、心当たりのあるところへ連絡し搜索する
5	家族へ状況を説明する	警察に搜索依頼する
6	施設長は必要に応じて市及び県に所定の様式で報告する（電子メールによる報告が望ましい。） （地域密着型サービスおよび有料老人ホームを除く）施設長は岐阜地域福祉事務所にも報告する ※事故事件の発生報告→様式 1-1、1-2 または 1-3 ※火災の発生報告→様式 2-1、2-2 必要に応じて電話でも連絡する 各務原市 高齢介護課 施設指導係 TEL 058-383-2067（直通） TEL 058-383-1111（夜間休日 代表） FAX 058-383-6365（代表） E-mail : kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp 岐阜地域福祉事務所 TEL 058-272-1930 E-mail : c22801@pref.gifu.lg.jp	施設長は市及び県に所定の様式で報告する（電子メールによる報告が望ましい。） （地域密着型サービスおよび有料老人ホームを除く）施設長は岐阜地域福祉事務所にも報告する ※行方不明者の報告→様式 3 必要に応じて電話でも連絡する 各務原市 高齢介護課 施設指導係 TEL 058-383-2067（直通） TEL 058-383-1111（夜間休日 代表） FAX 058-383-6365（代表） E-mail : kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp 岐阜地域福祉事務所 TEL 058-272-1930 E-mail : c22801@pref.gifu.lg.jp
7		地域住民やボランティアに搜索を依頼する

※このマニュアルは「各務原市内介護保険施設等における事故等発生時の対応マニュアル」の簡易版になります。
詳細な部分については「各務原市内介護保険施設等における事故等発生時の対応マニュアル」の内容に基づき対応を行ってください。